

## 病院局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱

19川病総経第1337号

平成20年4月1日 局長専決

川崎市病院局が発注する工事及び製造(物品の製造を除く。)の請負契約に係る最低制限価格の設定については、川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱の規定を準用する。この場合において、「川崎市契約規則第14条の2」とあるのは「川崎市病院局契約規程第15条」に、「財政局長」とあるのは「病院局長」に読み替えるものとする。

### 附則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。